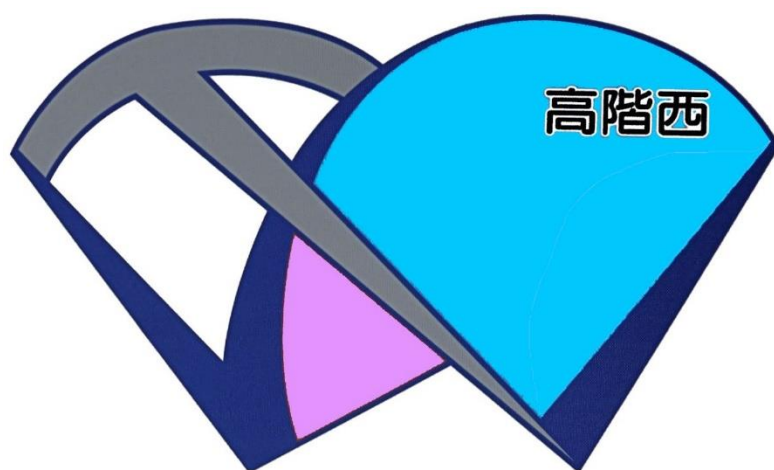


いじめの防止等のための基本的な方針



川越市立高階西中学校

目 次

1	はじめに	2
2	いじめの防止等に対する基本姿勢	2
3	いじめの防止等のための対策組織	3
4	いじめの未然防止	3
5	いじめの早期発見のための措置	4
6	いじめに対する措置	5
7	インターネット等を通じて行われるいじめへの対応	7
8	重大事態への対処	7
9	教職員の資質向上	7

川越市立高階西中学校 いじめの防止等のための基本的な方針

令和5年4月1日改定

1 はじめに

この基本方針は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）及び「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定、平成29年3月14日最終改定）、「川越市いじめの防止等のための基本的な方針」（平成30年7月24日改定）に基づき、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対応等、いじめの防止等に係る内容を定めるものである。

2 いじめの防止等に対する基本姿勢

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険性を生じさせるおそれがあるものである。

学校は、保護者、地域、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときは、適切かつ迅速に対応する。

【いじめの定義】（法第2条第1項）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- (1) いじめが本校のすべての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないようにすることを旨として行う。
- (2) 全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがない雰囲気づくりに努め、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として行う。
- (3) いじめを受けた生徒の早期発見、生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し実効的な取組を行い、本校教職員、家庭、地域、その他の関係者の連携・協力の下に行う。
- (4) この基本方針は随時見直しを行い、よりよい対策を講ずることができるよう努めるとともに、教職員のいじめ防止等への共通理解と意識啓発を図る。

3 いじめの対策組織

教職員が一人で抱え込むことなく、学校に設置するいじめの防止等の対策を行うための組織として、校内に「いじめ防止対策委員会」を設け、全教職員が生徒を守り切るという立場に立ち、組織的対応を行う。

(1) 構成

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 各学年主任 各学年生徒指導担当
教育相談主任 各学年教育相談担当 スクールカウンセラー
その他（校長が必要と認める者）

(2) 開催

- ・ 定例の生徒指導部会
- ・ 事案発生時等の緊急時

(3) 任務

- ①いじめの相談・通報の窓口としての役割を果たす。
- ②各教職員は、些細な兆候や懸念、生徒からの疑いに係る情報や生徒の問題行動等に係わる情報を収集する。また、集めた情報を集約整理し、適切に共有する。
- ③いじめの疑いに係る情報があったときは、緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援体制の確認を実施するほか、必要に応じて協力を依頼する関係機関の決定などを速やかに行う。
- ④いじめ防止、早期発見のための取組計画の策定やP D C Aサイクルによる検証を行い、改善を図る。
- ⑤状況に応じ、川越市教育委員会、P T A、地域、関係機関との情報・意見交換を行う。

4 いじめの未然防止

(1) 社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進する。

- ①いじめに向かわせないために、生徒同士が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律ある態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ②集団の一員としての自覚や自信を育み、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

(2) 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に注意を払う。

5 いじめの早期発見のための措置

生徒が発する小さなサインを見逃さないよう努め、生徒が相談したいという信頼関係を築いていくことが必要である。

(1) ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いをもち、早い段階からの確に関わり、いじめを隠したり、軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

- ①日頃から生徒をしっかりと見守り、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう意識し、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えはすべていじめ防止対策委員会に報告・相談する。
- ②いじめ発見のための生活アンケートや聞き取りを年間1回程度、全校生徒を対象に実施する。また、いじめの兆候や懸念があるときは、その都度、アンケートや聞き取りを実施し、早期の実態把握に努める。
- ③休み時間・放課後の校内巡視等において生徒が生活する場の異常の有無を確認する。
- ④教員がいじめに関する相談を行うことができる校内・校外の窓口の整備を行う。

(2) 生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。

- ①日頃から生徒との信頼関係を築くとともに、折に触れて悩みや心配・不安があればすぐに相談するよう働きかけ、生徒が悩みや心配・不安を教師に相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- ②定期的に生徒との教育相談を実施し、生徒が悩みや心配・不安を知らせたり話したりできる機会を保障する。
- ③外部の相談窓口を周知する。

(3) 家庭や地域と連携して生徒を見守る。

- ①家庭との連絡を密にし、生徒の変化や危険信号についての情報交換を早期・意識的に行う。
- ②保護者にいじめの早期発見のための視点を伝えるとともに、気になる状況があればいつでも連絡してもらおうよう対応する。
- ③保護者が気軽に学校に相談できる体制を取っていることについて、周知に努める。
- ④家庭訪問や個人面談の際には、いじめ等について気になる点がないか必ず尋ね、保護者が抱えている心配や不安がないか配慮する。

6 いじめに対する措置

- (1) いじめが発生したと認識した場合は、いじめ防止対策委員会を中心に迅速かつ組織的な対応を行う。

即時いじめ防止対策委員会をもち、組織的かつ迅速に事実確認を行い、必要な指導を行うとともに、関係生徒の保護者にも状況を包み隠さず伝え、協力を依頼し、いじめを徹底的に排除する方針を確認する。

対応に当たっては被害生徒を守ることを最優先に、適切な事実確認に基づいて被害生徒に寄り添いながら解決に向かうことを確認する。

- (2) いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全・安心を確保する。

- ①いじめと疑われる行為を発見した場合はその場でその行為を止める。

暴力を伴ういじめの場合は、直ちに複数の教員が現場に駆けつけその行為を止める。また、状況に応じて警察との連携を図る。

- ②いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒がその後いじめに遭うことのないよう細心の注意を払い、常に状況を見守り、保護者との連携を密にし、可能な限り安全確保を行う。さらに、徹底して守り抜くことを伝え不安除去に努める。

- ③いじめられた生徒にとって信頼できる者と連携し、いじめられた生徒に寄り添い、支える体制をつくることに努める。

- (3) あらゆる手段を尽くして迅速に事実確認のための情報収集を行う。

- ①被害生徒・加害生徒、また、目撃生徒、出来事の様子を聞いた生徒から状況の聞き取りを行う。

- ②状況に応じて、クラスや学年の生徒にいじめに関するアンケート調査や気になることを記述させる形式での調査を行う。

- ③上記①、②の調査結果を関係生徒に再度確認し、可能な限り事実を確認する。

- (4) 加害生徒に対して教育的配慮をしながら毅然とした態度で指導を行う。

- ①いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であること、自分や自分たちがしたことを、被害生徒の立場になって自分に置き換えて考えさせることを通して理解させ、自らの行為の責任の重さを自覚させる。

- ②仲間の手前、自分を守るため悪いと思っても「やめよう」という一言が言えない雰囲気があればそのことに気づかせ、この構造こそがいじめを隠し、助長することにつながることを理解させる。

- ③素直に反省と謝罪の気持ちをもてるようになるまで、教員や保護者と徹底的に話し合い、反省と謝罪を伝えられる段階で被害生徒に確認し、被害生徒との話し合いを持ち、気持ちを伝えさせる。

- ④必要に応じていじめた生徒を別室において指導するなど、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けることができるように努める。

- ⑤加害生徒が抱える問題など、いじめの背景にあるものにも目を向け、可能な限り改善を図る。
- ⑥加害生徒に指導を行っても十分な効果を上げることができない場合は、関係機関と連携して対応する。

(5) クラス・学年への指導を行う。

- ①被害生徒・加害生徒とその保護者に確認を取りながら可能な範囲で事実を伝え、噂や間違った情報を流すことのないよう指導する。
- ②クラスをよくしていくために、つらい思いをしている生徒がいたら、その生徒を守るために、また、クラス全員が仲良く気持ちよく過ごせるようにするためにという趣旨を十分に説明し、実態の調査を行う。
- ③一人一人に今までできていなかったこと、これからできることを考えさせ全員が安心して過ごせるクラスを全員の責任で作っていくことを指導する。その中で、はやしたてるなど同調する行為はいじめに荷担する行為であることや、いじめを見て見ぬふりをする行為もいじめの助長につながることも必要により指導する。

(6) 教職員間における共通理解を行う。

いじめ防止対策委員会及び関係教職員だけでなく、全職員への共通理解を図り、いじめの解消に向けた協力体制を取る。

(7) 保護者への適切な連絡と連携を図る。

①被害生徒の保護者

いじめの疑いがある場合は、疑いの状況を保護者に連絡し、生徒の保護と事実確認に努め、状況がわかり次第詳細に知らせる旨を伝える。また、いじめにあたると思われる事実があった場合は、そのことを学校として認め、今後判明した事実や事実確認・指導の進捗状況は適宜伝え、思いや要望を真摯に聞き受け止め、いじめ解消に努める旨を伝える。

②加害生徒の保護者

判明した事実と本人の認識・証言、また、指導した内容を伝え、家庭でも生徒と話しあったうえで指導してもらおうよう協力依頼する。また、被害生徒とその保護者へは学校から連絡していることを伝え、被害生徒やその保護者への対応を考えてもらう。

(8) 関係機関との適切な連携や情報の共有を図る。

川越市教育委員会やその他の関係機関の協力を得るなど、対応に困難がある場合にサポート体制を整える。

7 インターネット等の情報ツールによるいじめの対応

(1) 生徒への情報モラル教育の推進

情報モラル教育等の計画に基づき、生徒の発達段階に応じて適切な指導を行う。

(2) インターネットを通じて行われるいじめを防止、あるいは効果的に対処するための保護者への啓発を行う。

(3) インターネットに不適切な書き込みがあった場合には、被害の拡大を避けるため、管理者への削除要請を依頼する等必要な措置を取る。

8 重大事態への対処

◇「生命・心身に重大な被害が生じた疑いがある場合」

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等の重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合等

◇「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・年間30日を目安とする。
- ・一定期間連続して欠席している場合は、調査に着手する。

(1) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、校長は川越市教育委員会に事態発生について報告する。

(2) 重大事態調査委員会の設置

速やかに重大事態に対処するため、重大事態調査委員会を設置し、調査委員会は、重大事態との直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者を参加させ、調査の公平性・中立性を確保した組織構成とする。

(3) 重大事態に係る情報の提供

重大事態に係るいじめを受けた生徒及び保護者に対し、当該調査に係る事実関係等その他の必要な情報等を適切に提供する。

9 教職員の資質の向上

いじめに関する校内研修を実施するとともに校外で行われる研修にも可能な限り参加し資質の向上を図る。また、「いじめ発見」、「いじめ問題への取組」等具体的チェックポイントについて全教職員で確認を行い、確認結果を共有し、取組の充実を図る。